平成２６年（フ）第８７号
長野県松本市波田4896番地１　百瀬貸家Ｃ
債務者　田路　弘江
１　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５４１号
名古屋市中村区畑江通４丁目21番地の１　クリスタルハイツ203号
債務者　古嵜紗麻莉
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０号
山口県下関市新垢田南町１丁目１番１号　レオパレス・ライトライフＩ108号
債務者　野﨑　　亮
１　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
徳島県板野郡藍住町富吉字穂実68番地42、旧住所徳島市八万町中津浦196番地の４
債務者　土肥登喜子
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
高知県四万十市中村東町３丁目８番６号
債務者　濵松美智子
１　決定年月日時　平成26年６月２日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第２８号
高知県幡多郡大月町大字安満地339番地
債務者　小橋　信幸
１　決定年月日時　平成26年６月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１４１号
大分市中島東２丁目３番10号　末崎コーポ207
債務者　村山　公紀
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４５号
大分市牧３丁目４番12号　アリュール牧417
債務者　丸山　有里
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
富山市城村６番地４
債務者　長谷川　聡
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６号
富山市住吉町２丁目３番22号
債務者　小杉亜喜郎
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８号
富山市辰尾205番地79、住民票上の住所福井県鯖江市御幸町３丁目５番39―４号
債務者　髙本　保秀
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０５号
青森市旭町３丁目６番12号
債務者　桑田　靖子
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５７１号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字伊勢山218番地１
債務者　古川大智郎
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５１号
熊本市東区神園２丁目３番33号　岳泉マンションＡ―205
債務者　梅津　五紀（旧姓松﨑）
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
宮城県石巻市須江字関ノ入13番地２　仮設旭化成団地１―５号
債務者　千葉　春恵（旧姓山上）
１　決定年月日時　平成26年６月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
京都府京丹後市網野町新庄772番地
債務者　平野佐代子
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
京都地方裁判所宮津支部